

## 続・教養科目「日本国憲法」の実践例と課題について

中島宏（山形大学人文社会科学部）

### はじめに

2014年度以来、4年連続でベストティーチャー賞を拝受する結果となった。心から感謝申し上げたい。特に、授業資料を印刷して頂いている学生センターの皆様には本当にお世話になっている。教養科目「日本国憲法」の履修者は毎年約300人となるため、資料を自分で印刷した場合、その印刷代が個人研究費にとって大きな負担となってしまう。学生センターの皆様のサポートがあるからこそ、「日本国憲法」の講義をなんとか担当することができている。この場をお借りして再度御礼申し上げたい。

また、副賞として研究費を支給して頂いた。研究費が毎年減額される中、副賞を頂いたおかげでここ数年の状況をなんとか凌ぐことができた。この点についても、改めて感謝申し上げたい。

「日本国憲法」の実践例については、本年報9号（2015年3月）掲載の「教養科目『日本国憲法』の実践例と課題について」において報告させて頂いた。本稿はその続篇として、公開授業に参観して頂いた方にご教示頂いたことや、その後考えたことを踏まえて、前稿で触れることのできなかった点を中心に報告させて頂きたい。

以下、講義の狙いと質問の仕方(1)、様々な教材の使用例(2)、休憩(3)、教育目標(4)について、実践例を交えながら紹介する。

### 1. 講義の狙いと質問の仕方について

教養科目「日本国憲法」は、基本的には講義形式の授業である。毎回レジュメと資料を配布し、それに基づいて講義を行っている。但し、広い意味でのアクティブラーニング的な要素がないわけではない。教員が「正解」を教授する、ということを講義の主目的とはしていないからである。本講義では、可能な限り履修者自身に「正解探し」をしてもらい、悩んでもらえるよう配慮をしているつもりである。もちろん、講義の中で基本的知識や対立軸を説明する。しかし、具体的な問題についての正しい答えを提示するわけではない。むしろ、具体的な問題についてどのような選択肢があり、それぞれの選択肢にどのような長短があるのか、という点を説明することに重きを置いている。その上で受講者にマイクを向け、いかなる選択肢がより適切であるか、意見を表明してもらっている。意見を求める際は、導入部、中間部、展開部の各段階に分けて、質問を投げかけている。

例えば、ヘイトスピーチ規制の是非に関する授業では、導入部として外国におけるヘイトスピーチの事例を紹介している。フランスにおけるユダヤ人差別、ドイツにおけるネオナチによるデモ、アメリカにおけるKKKの集会の画像を見せ、「一体これは何だろうか?」と質問する。知っている学生がいればその学生に解説してもらい、そうでなければこちらから解説することになる。身近ではないものの、外国における代表的なヘイトスピーチ事例を視覚的に紹介しているため、履修者に強い印象を残す様子である。まずはこの問題に興味を持ってもらいたい、という狙いである。

続いて中間部では、ヘイトスピーチの法的取扱いをめぐる対立軸を説明する。ドイツやフランスでは「戦う民主主義」、アメリカや日本では「思想の自由市場論」という考え方が傾向として強いということの説明をする。「戦う民主主義」の立場をとった場合、「有害」な表現かどうかを判断することは可能であり、国家はこれを積極的に規制しなければならないということになる。これに対して「思想の自由市場論」の立場をとった場合、有害か否かは国家が判断すべきではなく、社会における自由な議論・討論を通して選別淘汰されていくべきということになる。これはあくまで理念上の対立軸であり、各国における規制の在り方を隅々まで説明できるわけではない。また、それぞれの立場には一長一短がある。この二つの対立軸について「どちらを選ぶべきか?」との質問を向けると、当然のことながら履修者の間で選択が分かれる。学生にとっては、そのこと自体が新鮮な様子である。また、立場の異なる者の意見を耳にして自らの立場を再検討する良い機会にもなっている様子である。教員側とし

ては、いずれの立場を選ぶにせよメリット・デメリットがあることを伝え、その点をさらにどう考えるか、と質問している。本人の理念上の選択に基づき、さらなる思考を促す狙いである。

さらに展開部では、日本における実際のヘイトスピーチの映像を見てもらっている。いわゆる「ヘイトデモ」と、これに抗議する「カウンターデモ」が対立する様子を報じるニュース映像である。ヘイトデモの参加者が苛烈な言葉をマイクで叫ぶ部分が含まれており、履修者にとっては強いインパクトがある様子である。但し、生のヘイトスピーチ映像をそのまま放映した場合、一部の履修者がその内容にショックを受ける可能性もあることに注意が必要であろう。ニュース映像というフィルターを通しての放映であれば、そのリスクを多少は抑えられるのではないかと思われる。実際のところ、多くの履修者が「初めて映像で見た」と答えており、この問題をより身近な問題として考え直す良い機会になっている様子である。また、中間部で「思想の自由市場論」を選択したものの、その選択自体を変更したり、あるいは立場を維持しつつも何らかの対策を模索しようとする者が現れる。そこで具体的な規制方法の可能性について説明することにしている。規制方法の選択についても意見を求めたいところであるが、時間が不足してそこまで至らない場合が多い。

履修者に質問をする際は、「正しい答えはないから、自由に意見を述べてもらってよい」とあらかじめ何度も説明している。可能な限り、自由に意見を述べる雰囲気を作れるように一応の配慮をしているつもりである。教員が提示した選択肢から一つを選ぶことに躊躇し、言葉に詰まる履修者もいる。その場合は、ハードルを下げて「単なる感想で良い」と言っている。それでもなお、講義の中でマイクを向けられること自体に抵抗感のある履修者もいる様子である。

全体として、外国の話（遠い事例）から理念の話（抽象的な選択）に、そして日本における具体的事例（身近な事例と具体的な選択）へという段取りになっているが、常にこのように講義を構成できるわけではない。他のテーマを扱う回においては、基本的知識に関する講義の時間が大半を占め、質問と意見表明の時間を十分に取れない場合もある。講義内容の取捨選択と時間配分は、今もなお、一番の悩みどころである。

## 2. 様々な教材の使用例について

憲法の授業については、とかく「堅くとっつきにくい」と言われることが多い。本講義では、履修者が入り口でできる限り興味関心を閉ざしてしまわないように、そして講義途中で興味関心が可能な限り失われないように、様々な表現媒体を教材として利用している。

例えば、わいせつ表現規制に関する授業では、漫画、詩、新聞記事、ニュース映像、エッセイ等を紹介しつつ、法学上の問題を説明している。最初に扱うのは著名な「チャタレイ夫人の恋人」事件であるが、問題となった小説のあらすじを把握してもらうために、漫画版（川崎三枝子〔D.H.ロレンス原作〕『チャタレイ夫人の恋人』世界文化社、1996年）を履修者に紹介している。最初から判決文の検討に入ってしまうと、硬質な文章に拒否反応を示してしまう履修者も多い。先に漫画版を紹介しておく、判決の社会的意義や問題性も伝わりやすい。わいせつ表現規制を正当化するにあたって、「民族の滅亡」や「人類の滅亡」に言及する第一審判決の面白さも理解しやすくなると思われる。

また、谷川俊太郎の詩「ちらり」（『落首九九』所収、1964年）も紹介している。この作品は、「悪徳の栄え」事件の係争中に発表された作品であり、「サドのだんなもロレンスさんも」というくだりが登場する。軽妙なリズム感とユーモアのある内容となっているため、面白おかしく朗読すると履修者にも受けが良い。

さらに、わいせつ性の判断が分かれた二つの「メイプルソープ写真集事件」の説明にあたっては、当時の新聞記事を使用している。記事には、事件の事実や最高裁の判断についての解説のみならず、メイプルソープの写真作品の画像も掲載されており、メイプルソープを初めて知る履修者も多いため参考になる様子である。わいせつ性が問題となった写真作品であるため、新聞記事に掲載されたものを紹介する形にした方が、履修者が嫌悪感を覚える可能性を低減できるのではないかと考えている。

続いて、条例による有害図書規制と児童ポルノ規制を紹介する際は、国内と海外のニュース映像を

紹介している。特に児童ポルノ規制や漫画・アニメ規制については、日本国内と海外で大きな温度差があるように思われる。海外では、実写か非実写かを問わず、児童ポルノ規制に積極的な傾向があるのに対して、日本では、特に非実写表現である漫画・アニメについて、規制に消極的な傾向があるように思われる。国内外のニュース映像を見てもらい、規制の必要性に関する温度差を意識しながら、履修者の多くにとって身近な表現媒体である漫画・アニメへの規制について考えてもらおうという狙いである。

最後のまとめとして、ゆうきまさみの漫画作品「機動警察パトレイバー」の一部と、三島由紀夫のエッセイ「人のふり見てわがふり直すな」(『不道德教育講座』所収)を紹介し、有害とされる表現をあらかじめ取り締まるべきなのか、それとも一端は表現されることを優先するべきなのか、という問題について考えてもらっている。ヘイトスピーチ規制の授業で登場する「戦う民主主義」と「思想の自由市場論」の対立とも共通する問題である。「機動警察パトレイバー」には、予防を重視する場合には「健康体にカゼ薬をブチ込む」危険性があり、事後規制に徹する場合には「いつも手遅れ」となる覚悟をしなければならない、というジレンマが示唆される印象的なシーンが登場する(小学館文庫版では9巻211頁以降)。一方、三島由紀夫のエッセイには、テレビや映画等の表現に登場する「悪者」に親しんでおくことによって「悪に対する免疫性」や「身の処し方」を研究するきっかけとなる、という主張が登場する。それぞれ履修者に感想や評価を求めると様々な反応があり、表現規制について多様な視点から検討する一助となっている様子である。

このように、わいせつ表現規制に関する授業では、様々な表現媒体を使用することができている。履修者にも楽しんでもらっている様子である。しかし、毎回の授業で常に多様な表現媒体を利用できているわけではない。他のテーマの授業では、新聞記事以外の教材を提供できないことも多い。視覚的な資料を提示できない回の授業では、睡眠の世界に誘われる履修者も少なくない様子である。このような教材を使用しなくても興味関心を刺激できるよう工夫を重ねつつ、授業で使える教材を地道に探していくしかなさそうである。

### 3. 休憩について

履修者から毎年評判が良いのは、講義途中で休憩を入れることである。議論や検討の前提として様々な基本的知識、背景、沿革等を説明すると、履修者の集中力が途切れてしまうことも多い。特に解釈論や判例の説明になると、途端に睡眠欲の虜となる履修者も多々見受けられる。講義形式の授業において、丸々90分間履修者の興味関心を刺激し続けることはかなり難しい。また、マイクを向ける時間が長い場合、履修者は一定程度の緊張感を持たされることになるため、疲労感を覚える履修者もいる様子である。

そのような状態をリフレッシュしてもらえるように、講義時間の中ほどで3分から5分程度の休憩を入れている。この時間帯を使って、トイレに行っても良いし、お喋りをしても良いと指示している。履修者に気分転換をしてもらった方が、教員の側としても授業を進めやすくなるように思われる。以前から当たり前のように実施していたことであるため、特記すべきことではないと考えていたが、公開授業の際に評価の声を頂いた。お礼を兼ねてご紹介させて頂きたい。

### 4. 教育目標について

上記のように、「日本国憲法」の講義では、可能な限り、特定の結論や価値観を押し付けないように気を付けている。最初から結論を決めつけないこと、そして複数存在する選択肢の間で迷ってもらうことを重要視している。もちろん、価値観を完全に排除することは不可能である。少なくとも、総論として前提となる基本的な価値観(立憲主義や民主主義など)は踏まえてもらわなければならない。しかし、このような基本的価値には限界があり、これを前提としてもなお、各論において見解が分かれるということは周知のとおりである。

その意味で、本学の教育目標とされている事柄について若干の疑問を持った。本学の基本理念には、

既に「知・徳・体のバランスのとれた人材を育成する」という文言が含まれているが（この点自体にも疑問がないわけではない）、この「知・徳・体」の具体的内容を敷衍する資料を最近目にした。その資料によると、「知」は「知識・技能・技術だけでなく知恵：考える力」、「徳」は「仁：思いやり」、「義：正義」、「礼：礼儀、躰」、「智：知識・知恵」、「信：信頼」、そして「体」は「心身共に健全」とそれぞれ説明されている（以下、上記説明という）。この点、以下のように四つの疑問がある。

第一に、大学の基本理念ないし教育目標として、「思いやり」や「礼儀、躰」を掲げることに疑問がある。学校教育法83条は、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定める。初等・中等教育機関の教育目標として「思いやり」や「礼儀、躰」を掲げるのであればまだ理解できるが、能力の「展開」を目的とする高等教育機関の目標として果たして適切なのであろうか。

第二に、上記説明は、儒教思想における「五常」概念を借用したものと思われるが、儒教という特定の思想を前提とした教育目標を掲げることに疑問がある。学校教育法83条は、大学を「広く知識を授け」、「深く専門の学芸を教授研究」する機関と位置付けており、大学教育に「広さ」と「深さ」を求めている。また、本学基本理念も「幅広い教養を基盤とした豊かな人間性」の養成を掲げているところである。上記説明のように特定の思想を前提とした場合、大学教育の「広さ」「深さ」「幅広さ」「豊かさ」が損なわれるのではないかとの危惧を覚える。

第三に、五つの語に関する上記説明は、どの程度学術的ないし客観的に精査された内容なのか疑問である。例えば、「義」と「正義」を同一視することに強い違和感がある。「義」概念は「正義の諸構想」の中の、一つの立場ではないのか。「義」と「正義」を同一視するという説明は、「正義」概念の複雑多様さを無視した狭隘な理解に基づくものではないか。また、「礼」概念に「躰」という意味が本来含まれているのか。筆者には儒教思想や五常に関する専門的・学術的知識がないため、断言はできないものの、上記説明はいささか主観的理解に基づくものではないかとの憾みがある。

第四に、「体」が「心身共に健全」と説明されているが、病気や障害を持つ学生のことをどう考えているのであろうか。例えば、障害者は、本人の障害のみならず、「社会的障壁」によって生活に相当な制限を受ける者と位置付けられており（障害者基本法2条）、大学も障害学生が「安全かつ円滑に学生生活を送れるよう」施設整備計画において配慮するとされる（本学基本方針）。このような「社会モデル」の理念やインクルーシブな社会を目指す方向性と、上記説明は整合的なのであろうか。

講義を担当するに際して大切にしていることは、多様な視点、思想、結論があり得るということ履修者に可能な限り伝えるということである。これは、自分の世界だけでなく、他者の世界もあるということを理解・受容するということでもある。自分のものとは異なる価値観や視点を目にすることで、自分の価値観を見直したり、迷ったり、修正したりする、その契機にこそ成長の可能性があるように思われる。ところが上記説明は、特定の価値観しか想定しておらず、高等教育における成長の機会をむしろ摘み取ってしまうことにならないかと懸念している。

## おわりに

以上、教養科目「日本国憲法」の実践例の一端と、筆者が考えたことを紹介させて頂いた。今後も履修者に講義を楽しんでもらえるよう、工夫を重ねていきたい。「日本国憲法」の担当は、今年度で10回目となった。1回目の講義は、今思い出しても恥ずかしくなるような内容であった。履修者からの率直な批判の声、授業改善のきっかけとなった。また、履修者からの評価・応援の声も非常に励みになった。履修者の皆さんに、改めて、心から感謝申し上げたい。